アメリカにおける公訴時効制度の改正と 現に時効が進行中の事件等の取扱いに関する裁判例について

1 公訴時効が進行中の事件に対する遡及適用について

この問題を直接取り扱った連邦最高裁判例は見当たらないが,連邦控訴裁判所の裁判例としては,下記(1)から(9)が存在する(第1巡回区,第4巡回区及び D.C 巡回区の各連邦控訴裁判所については,この問題を扱った裁判例が見当たらなかった。)。

これらは、(3)を除き、犯行から起訴までの間に、立法により公訴時効期間が延長され、当該立法時には旧法の公訴時効期間が満了していなかったものの、起訴時には旧法の公訴時効期間が満了していたという事案に関するものであり、いずれも、公訴時効期間を延長した場合にその効果を時効が進行中の事件に及ぼすことは合衆国憲法の事後法禁止条項(Ex Post Facto Clauses)(注)に違反しない旨判示している。

(注)合衆国憲法

第1条第9節第3項

私権剥奪法又は事後法は制定されてはならない。

No bill of attainder or ex post facto Law shall be passed.

第1条第10節第1項

いかなる州も,…事後法を制定…することはできない。

No state shall ... pass any bill of attainder, ex post facto Law

なお,(3)は,公訴時効期間の起算時点を変更する立法に関するものであるが,実質的に延長と同じ効果をもたらしているところ,裁判所は,時効完成前の事件の時効期間を延長することは事後法禁止に抵触しないとしつつ,適用関係についての明文の規定が必要と判示している。

各裁判例における主たる理由部分を抜粋すると以下のとおりである。

(1) Falter v. United States, 23 F.2d 420 (1928) (第2巡回区)

問題は,私たちの素朴な正義感と公平感に照らして,どの程度のことが許容されるかである。政府がある個人に対し訴追しないことをいったん保障しておきながら,その後でその保障を反故にした場合には,私たちのほどんどが不正義・不公平を感じるであろう。しかし,(犯人の訴追に向けた)追跡が依然として続いている中で,当初決められていた追跡の時間を伸ばすことについては,私たちは衝撃を受けず,むしろ許容するであろう。

(2) United States v. Clements, 266 F.2d 397 (1959) (第9巡回区)

(公訴時効期間を3年から5年に延長する1954年の法律は)事後法ではない。この法律は罪となっていなかった行為を罪とするものではない。この法律は,刑を重くするものでもない。この法律が適用されたからといって,証拠法(the rules of evidence)が変わるというものでもない。罪とならない行為が刑罰の対象となった訳ではない。被告人が以前主張し得た抗弁を主張できなくなった訳でもない。

この法律は,実体的に見ても効果から見ても遡及的な法律ではない。被告人が犯罪に及んだ1952年,公訴時効期間は3年であった。被告人は(公訴時効期間が延長された)1954年にはいつでも訴追され得る立場であった。したがって,彼の立場が不利益に変更されたわけではない。新法は事後法ではない。新法は他のいかなる憲法上の規定とも抵触しない。適正手続とも調和する。新法は正義感や公平感を害するものではない。

(3) United States v. Richardson, 512 F.2d 105(1975) (第3巡回区)

(Falter 判決を引用しつつ)議会は,当然のことながら,もし公訴時効期間が経過していなければ,その公訴時効期間を延長することができ,そうしても事後法禁止条項に抵触しない。しかしながら,公訴時効に関する刑事法の解釈は謙抑的に解釈されなければならない。よって,当裁判所は,当該法律が当該法律施行前の事件についても適用されるべきだという議会の明確な意思を読みとることができない場合には,当該法律施行前の事件に当該法律を適用できないと解する。

この点,今回問題となっている法律は文言上何も言っていない。立法過程を検討しても,施行前の事件についてもこの法律が適用されるかについて,議会は何も示唆していない。したがって,この法律は,法律施行後の事件にのみ適用されると解される(結論において無罪)。

(4) United States ex rel. Massarella v. Elrod, 682 F.2d 688 (1982) (第7巡回区) 公訴時効期間が延長されたことに関する被告人の主張には理由がない。 (Clements 判決を引用しつつ)訴追ができなくなる前に公訴時効期間を延長することとは事後法禁止条項に抵触しない。変更が単に手続的なものであり、刑罰を重くしたり、犯罪の構成要件(ingredients of the offense) や有罪立証のために必要とされる事項を変えたりするものでなければ、事後法禁止条項には抵触しない。本件において公訴時効期間を延長することは単なる手続的な変更(merely procedural change)にすぎない。

(5) United States v. Knipp, 963 F.2d 839(1992) (第6巡回区)

公訴時効期間が延長されたことに関する被告人の主張には理由がない。 Falter 判決や Clements 判決も公訴時効期間を延長することは事後法禁止条項に抵触しないと結論づけている。当巡回区の裁判所がこの点について直接判示した例は見当たらないが,当巡回区の裁判所も「法律で手続的な変更がされた場合,それが仮に被告人に不利に働くとしても,事後法禁止条項には抵触しない。」ということは判示している。

そして,公訴時効を弁護側が援用することは手続的な主張である。これは犯罪やその要件の内部の構造とは何の関係もない。もし被告人が当該犯罪を犯したときに主張し得た「抗弁」を後になって奪われるのであれば,それは事後法禁止条項に違反するであろうが,公訴時効の抗弁はこのような「抗弁」とは種類を異にする。むしろ,公訴時効を抗弁として主張することは純粋に手続的な手法である。

(6) United States v. Taliaferro, 979 F.2d 1399 (1992) (第10巡回区)

公訴時効期間を延長する改正法がその法律施行前の事件について適用されるとしても、当該改正時に改正前の法律に基づく短い公訴時効期間が経過していなければ、事後法禁止条項には違反しない。

本件では、被告人が法律違反行為を犯したときに改正前の公訴時効期間は徒過していなかったし、改正前の公訴時効期間が徒過していない場合には議会が公訴時効期間を延長することができることに照らすと、本件における改正法は事後法禁止条項に違反しない。

(7) United States v. Chandler, 66 F.3d 1460 (1995) (第8巡回区)

公訴時効期間を5年から10年に延長する法律について、被告人は、事後法禁止条項に違反する旨主張するが、その主張には理由がない。訴追が禁止される前に公訴時効期間を延長することについては事後法禁止条項に違反しないという理解は定着している。当裁判所も過去にこの論点について次のような判断を示したことがある。すなわち、「議会は、当然のことながら、もし公訴時効期間が経過していなければ、公訴時効期間を延長することができ、そうしても、事後法禁止条項には抵触しない。」との判断である。本件では、事後法禁止条項に文面上も適用上も違反しない。なぜなら、公訴時効期間延長の改正は当初の公訴時効期間満了前になされたからである。

(8) United States v. Morrow, 177 F.3d 272 (1999) (第5巡回区)

- (実質的な理由を展開することなく,第5巡回区の過去の裁判例を引用して,公訴時効期間を延長した法律を同法制定前の事件に適用することを 認める旨の結論を述べている。)
- (9) United States v. De La Mata, 266 F.3d 1275 (2001) (第11巡回区) 事後法禁止条項は次のような法律を禁止している。すなわち, 行為時には罪とならなかった行為を犯罪として処罰する法律, 行為後に当該犯罪の刑罰を重くする法律,又は, 行為時の法律においては防御方法として援用できた抗弁を奪う法律である。 のカテゴリーに入る法律は,犯罪の構成要件に関する抗弁や正当化事由・免責事由に関する抗弁を奪う法律だけである。

訴追が禁止される前の段階で公訴時効期間を延長することが事後法禁止 条項に違反しないということについては,確立した法解釈といってよい。 当該法律が事後法禁止条項に違反しないことについては,裁判例は一貫し ており,公訴時効期間の延長も一貫して支持されている。

2 公訴時効が完成した事件に対する遡及適用について

Stogner v. California, 123 S.Ct. 2446 (2003) (連邦最高裁判所) 【事案の概要】

- (1) 1993年,カリフォルニア州は,児童に対する性的虐待の罪に関する公訴時効(statute of limitations)について,新たな法律を制定した。同法は,被害者が警察に虐待の事実を報告したこと,被害者の申告と符合する明白で説得力のある独立した証拠があること,及び訴追が被害者の申告から1年以内に開始されたことの3つの要件を満たすときは,児童に対する性的虐待の罪についての訴追を認めるものであった。そして,1996年に同法の改正が行われ,同法の適用範囲については,上記3つの要件を満たす場合は,同法制定(1993年)前に公訴時効が完成した事件についても,訴追権限を復活させるものであることが明確にされた。
- (2) 1998年,被告人は,1955年から1973年の間に犯した児童に対する性的虐待の罪でカリフォルニア州の大陪審により起訴された。同罪を犯した時点における同罪の公訴時効期間は3年であった(したがって,公訴時効は,早ければ1958年に,遅くとも1976年には完成していたことになり,被告人は,公訴時効完成後22年以上経過して

から起訴されたこととなる。)。

(3) そこで,新法を本件に適用して被告人を訴追することが,合衆国憲法の事後法禁止条項に違反するか否かが問題となった。

【結論】

連邦最高裁は,5対4で,本件カリフォルニア州法の適用は事後法禁止条項に違反すると判断した。

【法廷意見の要旨】

本件カリフォルニア州法の適用は,次の3つの理由から,合衆国憲法の事後法禁止条項に違反する。

- (1) 事後法禁止条項は、明白に不正義かつ威嚇的な遡及効("manifestly unjust and oppressive" retroactive effects)を伴う立法を阻止することによって、個人の自由を保護しようとするものであるところ、本件カリフォルニア州法は、この事後法禁止条項が阻止しようとした害悪をもたらすものである。
- (2) 事後法禁止条項に該当する類型については, Calder v. Bull, 3 Dall. 386, 391, 1 L.Ed. 648 (1798)において,

行為時に適法であった行為を行為後に犯罪化する立法 犯罪をその行為後により重大なものとする立法 行為時に定められていた刑罰を行為後に重くする立法

被告人を有罪とするために,証拠に関する規則を変更し,行為時 に必要とされていた証拠と比較して,より少ない,あるいは異なる 証拠で足りるものとする立法

の4つの類型が示されており,これが確立した先例とされてきたところ,本件カリフォルニア州法の規定は,既に存在する法律の下では刑罰を科されるはずのない者に対して刑罰を科すものであり, の類型に該当する。

(3) 従来から,多数の立法者,裁判例及び学説は,既に公訴時効が完成し禁止されている訴追を復活させることは事後法禁止条項に反すると解してきた。 1867年の連邦議会においては,当時既にジェファソン・デーヴィス等に対する反逆罪による訴追は公訴時効が完成していたにもかかわらず,多数の議員がこれを復活させようとして法案を提出したが,結局,連邦議会は,公訴時効が完成していない罪についてはその期間を延長する法律を成立させたものの,既に公訴時効が完成

している罪についてその訴追を復活させる法案は否決した。

【反対意見の要旨】

本件カリフォルニア州法は,合衆国憲法の事後法禁止条項に違反する ものではない。

- (1) 犯罪の定義を変更せず,単に訴追を復活させるだけの法律は,犯罪を行為後により重大なものとするものではなく,Calder v. Bull が示した第2類型には該当しないし,他の類型にも該当しない。
- (2) 法廷意見が引用している裁判例は、その多くが、そもそも、既に公訴時効が完成している罪についての訴追を復活させることの合憲性が問題となった事例に関するものでないなど、説得力に欠ける。
- (3) 公訴時効が完成していない罪についてはその期間の延長を認めながら、既に公訴時効が完成している罪についての訴追の復活は認めないというのは誤りである。このような区別の根拠としては二つあり、一つは、「訴追の復活は犯罪をより重大なものとするが、公訴時効期間の延長は犯罪をより重大なものとするわけではない。」というものであるが、これには何ら論理的根拠がない。もう一つは、「訴追の復活は犯罪者の信頼の利益を損なう」というものであるが、そのような利益が法的保護に値するとは考えられない。